

(別紙)

只見ユネスコエコパークを推進する条例

只見町は、豪雪が育んだ雪食地形やブナ林など豊かな自然が広い面積で存在し、そこには多種多様な野生生物が生育、生息しています。私たちは、こうした自然の恵みを受け取る中で、独自の生活・文化を育み、暮らしてきました。そして、「ブナと生きる、雪と暮らす」を標語とする町づくりを進め、豊かな自然を次世代に引き継ぐ「自然首都・只見」宣言も行ってきました。平成26年には、これらが国際連合教育科学文化機関(UNESCO)から人と自然との共生モデルであると評価され、「只見ユネスコエコパーク (Tadami Biosphere Reserve)」として認められました。

「只見ユネスコエコパーク」の自然とそれを拠り所とする生活・文化は、町の代え難い財産です。それらを守り、調べ、学び、持続可能な形で活用することは、この地域での自然とともにある暮らしと営みを保ち、次世代へ引き継いでいく力となります。また、そのことは国内外の人類の持続可能な未来にも寄与するものです。

このような認識のもと、只見ユネスコエコパークの理念に基づき、その活動を推進し、持続可能な地域社会を築くことを決意して、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、只見ユネスコエコパークの基本理念を尊重し、豪雪に育まれた豊かな自然、生活・文化を礎として、それらを保護・保全し、活用を通じて地域の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「町民等」とは、町民、町内で活動する事業者、及び町内への来訪者をいう。

2 この条例において、「民間団体等」とは、町内で活動する町民等の組織する民間の団体をいう。

(町の役割)

第3条 町は、只見ユネスコエコパーク管理運営計画に基づく行動計画を策定し、施策を実施するものとする。

(町民等の役割)

第4条 町民等は、只見ユネスコエコパークの基本理念を十分に踏まえ、それぞれが活動に主体的に参画するよう努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第5条 町は、只見ユネスコエコパークの事業を推進するに当たり、町民等の意見を聴取し、適切に反映されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の推進)

第6条 民間団体等は、基本理念を十分に踏まえ、それを推進するため自発的な活動を行うよう努めるものとする。

(推進のための協働)

第7条 只見町、町民等、民間団体等は只見ユネスコエコパークの理念・目的の実現のため互いに協力し合い、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。